

市町村地域包括ケア推進事業について

1. 現在の協議応募状況

(1) 1次協議

①内示対象市区町村数

12市区町村

地域包括支援センター等機能強化事業 8市区町村実施

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業 4市区町村実施

②内示額（合計）

115,678千円

(2) 2次協議（平成22年6月14日現在）

①協議応募市区町村数

27市区町村

地域包括支援センター等機能強化事業 23市区町村実施

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業 5市区町村実施

②協議額（合計）

232,259千円

2. 市町村地域包括ケア推進事業の活用による24時間地域巡回型訪問の実施について

- 今後、急速な高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者が在宅で安心して生活を営むためには、住み慣れた地域に必要な介護を受けることが可能な社会の構築、とりわけ在宅においても、施設と同様に24時間365日対応可能なサービス提供体制を確保する必要があると考えられる。
- また、今後の地域包括ケアの推進に当たっては、24時間短時間巡回型の訪問介護を導入して、短時間の定期巡回と夜間通報システムによる緊急通報等を組み合わせて、24時間365日の在宅生活を支えられるようにすべきではないか、との指摘を受けているところである。
- 一方で、こうしたサービスの中核となり得る夜間対応型訪問介護事業所については、全国で93請求事業所（平成22年2月実績）と、全国で普及が進んでいない現状にあり、厚生労働省においては、今後、24時間地域巡回型訪問サービスの普及のための課題や方策の検討を行うこととしている。
- こうした状況を鑑み、今般の第3次協議に当たっては、「集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業」を活用した「夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業」の追加協議を受け付けることとしたので（サービスモデル例は次頁を参照）、管内市区町村への積極的な周知及び多くの市区町村において積極的な活用がなされるようお願いしたい。
- なお、本事業を実施する市区町村は、効果・コスト等の検証を行っていただくこととしており、一定程度の事業実施期間が必要となるので、市区町村においては、可能な限り早期の事業実施に努めていただくようお願いしたい。

* 別添 1 「夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業（事業イメージ）」参照

3. 今後のスケジュールについて

- 6月10日 追加協議
- 6月下旬 2次内示
- 7月2日 追加協議締切
- 7月中旬 追加協議内示

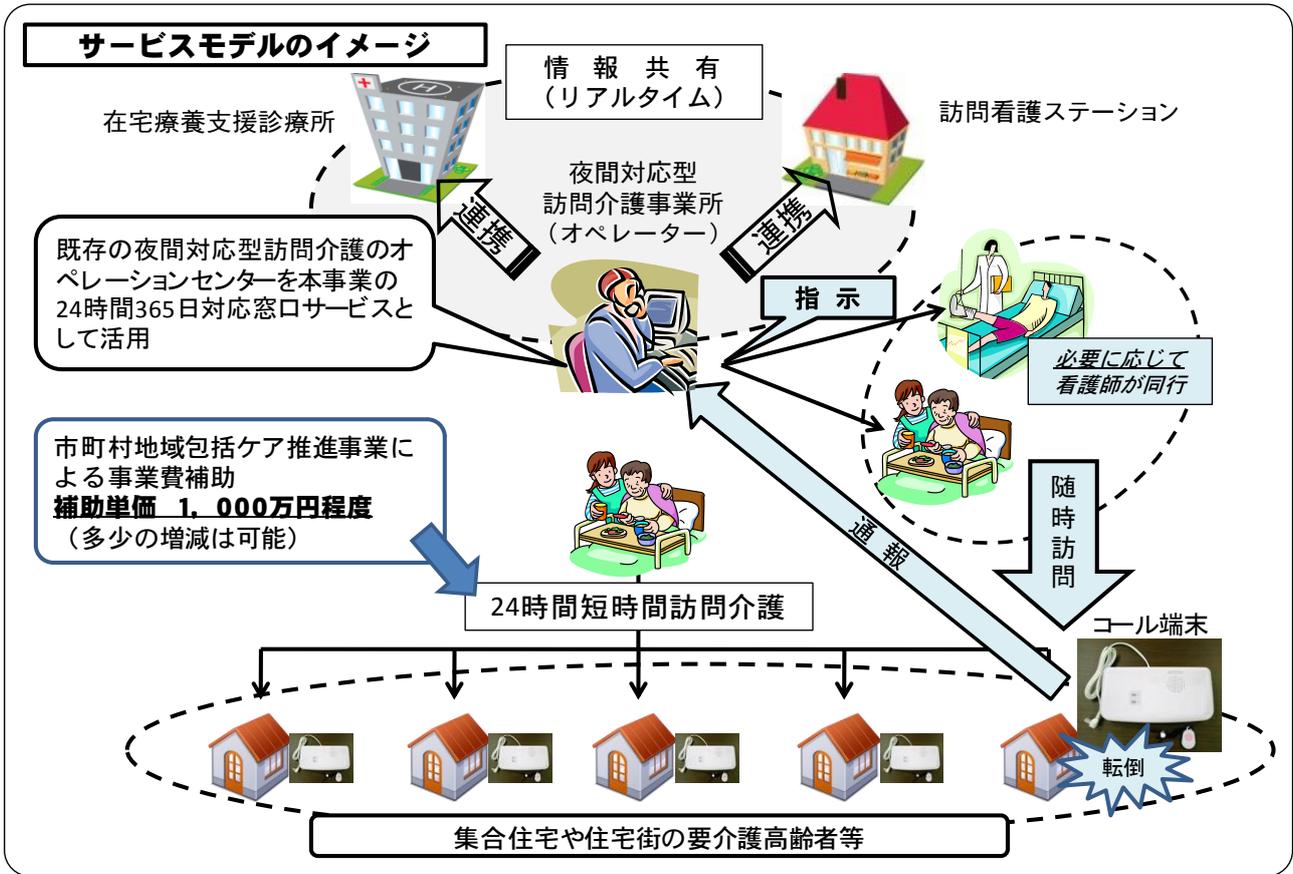
4. 事業の検証について

全国を3ブロック程度に分け、当該エリア内の都道府県にも参加を求めた上で、事業実施市区町村の事例について意見交換を行い、より効率的かつ効果的な事業実施方法を検討する。（年度末に実施。平成22年度はその時点での成果と課題、平成23年度は事業の検証結果及びモデル事業終了後（平成24年度以降）の自主事業としてのあり方等を中心に検討予定）。詳細については別途通知。

5. 参考

別添 2 「市町村地域包括ケア推進事業の実施事例（1次内示分）」参照

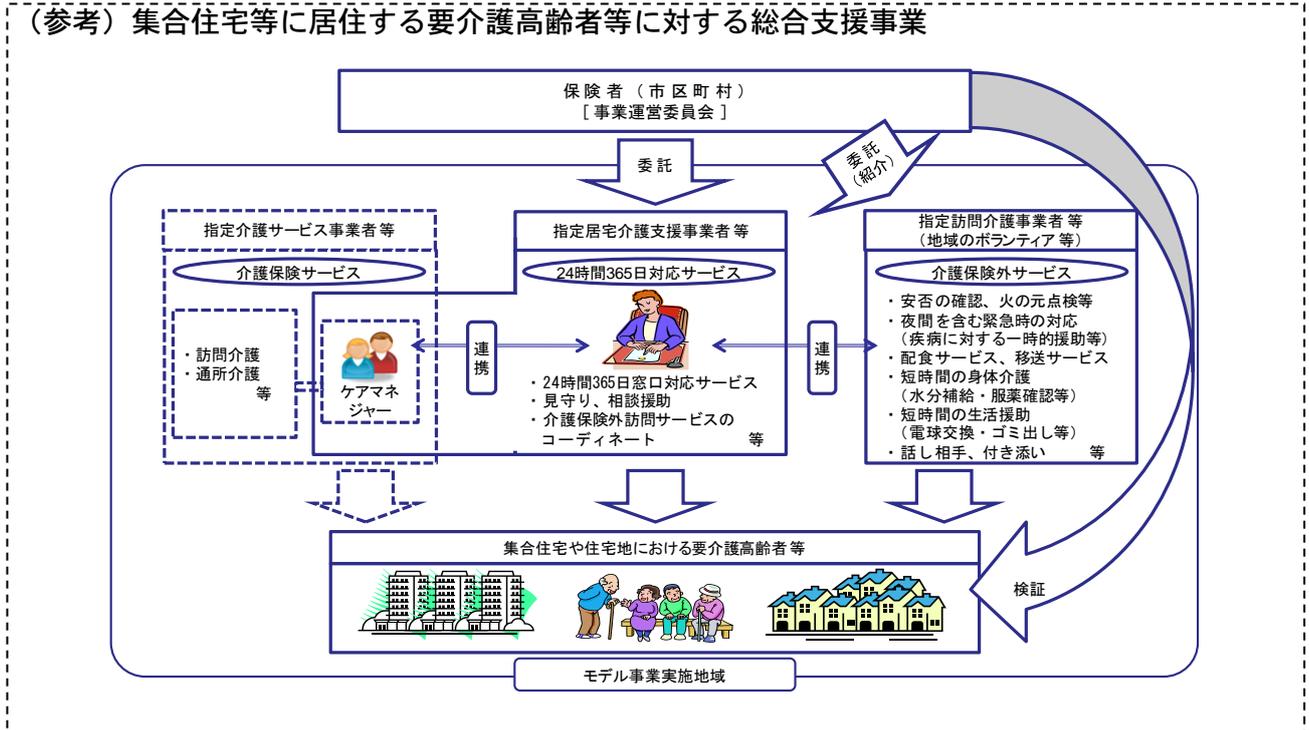
夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業（事業イメージ）



(注) この他に事業検証のための委員会の設置が必要。

(注) 上記モデルは一例であり、訪問看護や在宅療養支援診療所との連携は必須の要件ではない。

(参考) 集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業



市町村地域包括ケア推進事業の実施事例（1次内示分）

市区町村名	実施内容
<p>湯沢市 (秋田県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立者、虐待、買い物困難者、調理困難者、掃除困難者、判断能力低下傾向者等、地域には制度の谷間の方々が多くいることが調査で確認されている。こういう方々を「抜け・もれ」なく把握し、その方々のエンパワメントやストレングスをアセスメントした上で、「抜け・もれ」のない、適切な支援ができる体制を確立する。 ・ 湯沢市を8つの担当エリアにする。エリアは在宅介護支援センターを基盤に、チーフを配置し、各エリアには訪問員（サポーター）をお願いし、この方々が地域の情報をチーフに提供し、顔見知りの関係性による連携を図りながら、地域包括支援ネットワークを形成していく。 ・ 市民には、平成20年度から毎年開催している「湯沢市地域福祉セミナー」（年3回～5回開催）をとおして、湯沢市が取り組んでいる地域福祉について具体の説明や報告をおこない、意識の共有と地域の支え合いの啓発を行っていく。 ・ 地域包括支援ネットワーク形成に向けた有識者会議を構成し、今後のあるべき姿及びその方策についての議論を踏まえながら、将来にわたる方向性を提言を受け実践する。 ・ 地域包括支援ネットワーク協議会の社会資源の調整・構築機能を土台とし、様々な社会資源を活用した地域包括支援ネットワークシステムを展開する。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>平成20年度から設立された湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会は、3市町村の地域包括支援センターも構成されており、特に相談支援部会では、困難ケースの検討を行っている。また、ケアマネジメントにおける比較をとおして、職員の資質格差の均衡化と資質向上を図っている。（毎月開催）</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <p>湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会は、地域における様々な問題や課題に対応できる共通的なシステムを社会資源として構築し、個別の課題に対応できる仕組みをつくるものである。（例：法人後見・市民後見システム、虐待専門チーム、災害時要援護者避難支援プラン、障害児個別支援ファイル、医療行為を必要とする方への看護職OB登録システム、宅配システム、訪問販売監視システム等）</p>
<p>酒田市 (山形県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターに地域コーディネーターを配置し、フォーマルサービス、インフォーマルサービス、生活を送る上で必要な情報を収集し、ガイドブック等への反映と学区社協、自治会長、民生委員等の組織への情報を発信。 ・ 地域活動を行っている学区社協、自治会、民生委員等のネットワークづくりのため、地域コーディネーターが中心となって連絡会議を設置し、活動報告と合わせて活動上の悩みや課題を共有、行政

市区町村名	実施内容
	<p>と連携した解決策を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力アップのためのシンポジウムの企画・開催等を検討。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>庄内圏域を構成する5市町の地域包括支援センター、市町職員等が参加する連携会議（地域包括支援センター等庄内連絡会）を設置し、情報交換会の開催、研修事業の開催、運営上の課題や悩みなどを共有し、今後の方向性について検討する。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者家庭で家族介護者に障がい者や閉じこもり等のいる家庭を対象として、NPO等、自治会長、民生委員等からの情報を基に見守り等の計画等を作成し、連絡会議で支援策を検討。 ・見守りの実施方法等は日常生活の中で見守っていく方法とし、自治会長、民生委員等との連携により実施を検討。
<p>足立区 (東京都)</p>	<p>集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業</p> <p>【24時間365日対応窓口サービス事業】</p> <p>区内のUR団地の空き店舗等に、地域包括支援センターから派遣した職員及び、緊急通報・安否確認サービス事業者により、24時間365日窓口対応サービスを開設し、団地内の要介護高齢者等の見守り体制の強化を図る。実施を予定するUR団地には、URが22年10月から「生活支援アドバイザー」を配置する予定であり、アドバイザーとの連携を図りながら事業を進めていく。</p> <p>【介護保険外サービス提供等事業】</p> <p>電話による定期的な安否確認、ゴミ出しサービス、短時間の生活援助等の介護保険外サービスを、NPO、社会福祉協議会（あったかサービス・高齢者身の回り応援隊）、シルバー人材センター等の既存団体が中心となって提供する。団地内にコーディネート拠点を置き、多様な生活支援サービスの提供体制を整備する。今年度から導入する「緊急医療情報キット」の個人情報の管理、メンテナンスを実施し、医療機関との連携に活用していく。また、地域包括職員のコーディネートにより、サロンなど、幅広い世代との交流の場の提供を行う。さらに、古い支度支援サポーター（仮称）を養成し、モデル地区を皮切りに古い支度の普及啓発を行うと共にサポーター自身の早い時期からの古い支度のきっかけとすることをめざしていく。</p>
<p>小田原市 (神奈川県)</p>	<p>集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業</p> <p>【24時間365日対応窓口サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域に常設拠点を設置し、地域住民組織等が主となる運営を委託先がサポート。 ・常設拠点に委託先のオペレーションセンターのサテライトを設置し、24時間365日対応窓口サービスを実施。 ・常設拠点に当該地域の高齢者等が気軽に立ち寄り、くつろげるランチクラブなどのスペースを開設。 <p>【介護保険外サービス提供等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の中高齢者でボランティアグループを組織し、見守り及び訪問による安否確認やゴミ出しなどを実施。 ・委託先のホームヘルパーによる水分補給や服用管理など短時間の身体介護等を実施。 ・常設拠点のランチクラブや委託先による配食等のサービスを実施。

市区町村名	実施内容
<p>笛吹市 (山梨県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 笛吹市地域包括支援センターに地域コーディネーター（社会福祉士）を常勤で配置し、サービス事業者、医療機関、行政機関などのネットワークづくりを行うため、医療・介護の連携ができそれぞれが情報交換できる環境を整える。 ・ 民生委員・老人クラブなどの代表が参加する地域包括支援センター運営協議会で、それぞれが抱える課題の共有、側面的支援・連携を図る。 ・ 専門職に対し、地域包括ケアシステムの勉強会、講演会等を行い、連携、強化を図る。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>峡東圏域を構成する3市町村の地域包括支援センター、市町村職員等が参加する連携会議を設置し、各センターの事業内容、運営上の課題、悩みなどを共有し、今後の方向性を検討する。10月と2月に開催予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリ系の医療機関が多い地域の特性をいかし、専門職による退院後のリハビリ支援ができるシステムをつくり検証を行う。（地域リハビリテーション広域支援センターとの連携） ・ 笛吹市医師会・笛吹市事業者連絡会などの協力を得て、スムーズなサービスが提供できるよう医療・介護の連携を図る。（医師会への働きかけやケアシステム意識調査を実施） ・ 介護保険サービス、インフォーマルサービス、地域の資源等の把握を行い、情報の整理を行う。 ・ 総合相談支援業務の充実を図る。（地区相談窓口や支所相談対応等のマニュアルの見直し） ・ 地域包括支援センターの認知度を高める。
<p>富士宮市 (静岡県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度に実施した生活実態調査の結果を踏まえ、社協のコーディネートのもと、12か所の地区社協での高齢者の生活支援における検討会議や研修会などの開催を支援する。また、地区社協の研修会及び会議などに、地域型支援センタースタッフの参画を市がコーディネートすることにより、地域との連携強化を図る。 ・ 介護保険サービス、その他の福祉サービスにおけるガイダンスシステム（平成23年度構築予定）を、地域型支援センターのスタッフ、ケアマネジャー及び医療スタッフなどに配信するため、様々な福祉サービスの調査を実施する。 ・ 地域型支援センターが担当エリアのインフォーマルサービス情報を収集し、ケアマネジメントに反映させるための方法を調査研究し、地域型支援センターのスタッフ及びケアマネジャーへの研修会を実施していく。 ・ 合併直後における芝川地区社協立上げのため、芝川地区住民への啓発等を、社協のコーディネートにより実施していく。 <p>【IT化推進事業】</p> <p>住民基本台帳を基本とした総合相談システムを構築し、事務の効率化と安定化を図る。介護保険情報やその他の相談業務に必要な情報を、他のそれぞれのシステムから受け取り、データベース化するこ</p>

市区町村名	実施内容
	とにより、総合相談システムから一元的に参照できるシステム構築する。このことにより、よりきめ細かな相談対応を可能とする。
掛川市 (静岡県)	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <p>1 社会福祉協議会及び地区福祉協議会が推進する既存の小地域福祉ネットワーク活動を活用し、高齢者見守りネットワークの構築を図る。本活動を推進していくことで、地域との情報共有や対象者の選定等、地域と地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターとの連携が図られ、その推進役として、地域コーディネーター（社会福祉士を予定）を地域包括支援センターが入る地域健康医療支援センター（内の社会福祉協議会）に配置する。また、高齢者見守りネットワークを推進する過程において、地域コーディネーターを中心に、地域住民への介護保険外サービスの周知や郵便局等関係機関との連携、NPO等との連携によるボランティアの育成、認知症見守りネットワークの構築等を行い、地域包括支援センターと連携した地域づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進のためのパンフレット等の作成 ・地域活動勉強会の開催 等 <p>2 地域力を向上させるための地域包括ケア及び医療・保健・福祉・介護連携の市民講演会、地域及び地域健康医療支援センター多職種職員（地域包括支援センター含む）等を対象とした勉強会を開催する。</p> <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>圏域の市町又は近隣市町の行政及び地域包括支援センターが参加する研修会等を開催し、地域包括ケアの推進と当市の活動状況を報告する。年に2回の開催を予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <p>1 地域包括ケア推進会議を新たに設置し、関係者による協議を行う。介護保険サービスのみならず、介護保険外サービスやその他のサービス等の必要性の検討など、今後の地域包括ケア推進事業の取り組みについての協議を行う。地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターの地域包括ケアの取り組みについての評価も行う。年に2回の開催を予定。</p> <p>2 地域包括ケア専門の講師によるコーディネート（アドバイス）をもらい、地域包括ケア事業の推進を図る。</p> <p>3 地域包括ケア運営マニュアル（地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターの事業展開の指針）を作成し、本モデル事業終了後、全市域へ地域包括ケアを推進していく。また、あわせて事業報告書の作成を行う。</p> <p>4 高齢者見守りネットワーク活動として、モデル地区の独居及び高齢世帯に対して、高齢者見守り用救急キットを配布するとともに、消防署等と連携した見守り体制の構築を推進する。配布の効果等を検証し、次年度以降の事業実施に生かしていく。また、東京女子医科大学大東キャンパス（市内）と協力して、地域での見守り力向上のため、見守り活動をしている人を対象とした研修会を開催する。一定の研修を重ねた人には、見守り活動用のジャンパー等を支給し、活動の推進につなげる。</p> <p>5 地域や関係者による地域包括ケア先進地の視察を行う。また、国や県で開催する報告会や地域包</p>

市区町村名	実施内容
	括ケア研修会等に参加し、事業推進に生かしていく。
高浜市 (愛知県)	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜市地域包括支援センターに、地域コーディネーターを配置し、高浜市地域包括支援センター職員と連携を図り、介護保険サービス・障害福祉サービスの詳細な情報や、制度外のインフォーマルサービスの情報・利用方法、権利擁護に係る申立支援等地域生活を送る上で必要な情報収集、収集した情報をまとめたガイドブック等に反映し利用者、相談者、一般市民に発信する。 ・「まちづくり協議会」等の地縁団体とのネットワーク構築のため、「地域包括ケア推進会議」を設置し、生活支援ネットワーク構築を図る。 ・ネットワーク構築後は、「まちづくり協議会」等と連携を図り、高齢者や障害者等要援護者に対する地域活動の働きかけを行い、地域包括ケアの理解と生活支援の土壌づくりを図る。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>西三河南部圏域は7市4町で構成されているが、当面、碧海5市（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、市職員等が参加する連携会議を設置し、各センターの事業内容の自己評価を検討する。また、運営上の課題や悩みなどを共有し、今後の方向性についても合わせて検討する。10月と2月に開催予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者支援のため、公開講座を適宜実施する。 ・認知症高齢者介護者支援のため、月2回程度、専門医による（仮称）「認知症相談会」を開催する。 ・既存の「認知症老人を介護する家族の会」運営の支援を行なう。 ・高齢者、障害者等要援護者の権利擁護を図るため、年2回程度「成年後見市民講座」を開催すると共に、成年後見申立の支援を図る。
京丹後市 (京都府)	<p>集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業</p> <p>【24時間365日対応窓口サービス事業】</p> <p>網野町網野地区にあるライフサポート丹後園に地域ケアコーディネーター1名を配置し、地域の高齢者の相談業務、緊急時対応等の地域の高齢者が安心して地域で生活できる支援を行う。夜間やコーディネーターの休日はライフサポート丹後園職員がバックアップを行い24時間365日の対応を行う。</p> <p>【介護保険外サービス提供等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアコーディネーターが、高齢者専用賃貸住宅ほほえみの入居者の朝食時、夕食時に服薬管理、体調把握、相談等を行い、要介護老人等でも安心して暮らしていただけるようにする。（高齢者専用賃貸住宅の生活の場としての機能強化） ・高齢者専用賃貸住宅の共有スペースを利用して高齢者の皆さんを対象としてサロン交流会を月1回程度開催して、健康体操、レクリエーションなどの取組みを行う。また、近隣対象区における独居世帯への安否確認等も行う。 ・高齢者専用賃貸住宅の1室を地域の高齢者の緊急対応としての短期宿泊サービスを行う。受け入れは24時間可能とし、要介護認定を受けていない高齢者の緊急時にも対応可能とする。（高齢者専用賃貸住宅の地域支援）

市区町村名	実施内容
<p>神戸市 (兵庫県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護保険制度の利用までには至らない日常生活におけるちょっとした困りごとについて、地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで日常生活の支援を行う仕組みづくりを行うため下記の取り組みを行う。 ・地域包括支援センター1箇所情報収集・発信担当者1名を配置し、モデル地域で活動可能なボランティア人材や既存のインフォーマルサービスに関する情報を収集・発信する。 ・ふれあいのまちづくり協議会など地域団体、地域包括支援センター、行政で構成される推進会議を開催し、ボランティア人材の確保の検討、高齢者のニーズとボランティアのマッチング・調整等の体制（仕組み）づくりを検討する。 ・支援人材確保のため地域住民に対するモデル事業の説明会等を実施する。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内のセンター連絡会及びセンター説明会を開催し、モデル事業の取り組み状況について全センターの情報共有を行うとともに、今後の全市展開に向けた意見交換を行う。 <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議の検討結果を踏まえ、高齢者の生活支援ニーズとボランティアのマッチング・調整等の体制（仕組み）をモデル実施する。 <p>(参考)</p> <p>○地域包括ケアをめぐる現状と本事業を活用した今後の具体的な推進の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速な高齢社会の進展の中、高齢者の増加に伴い要介護・要支援高齢者も増加し、介護保険サービスだけでは支援が不足し、日常生活に支障をきたす高齢者が増加することが予想される。今後、高齢者が地域で安心して生活していくためには、高齢者の日常生活を地域で支え合う仕組みづくりの構築が必要。 ・平成22年度は日常生活圏域（ふれあいのまちづくり協議会圏域）を単位としたモデル地域を1箇所設定し、生活支援ニーズの調査及び地域で活動可能なボランティア人材等の情報収集、活動推進体制の検討とモデル事業の実施を行う。
<p>田原本町 (奈良県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 田原本町長寿介護課（直営地域包括支援センター）に地域コーディネーターを配置し、地域高齢者に必要な生活支援サービス、社会資源情報について情報を収集するとともに「地域高齢者生活支援ガイドブック」として地域関係機関に情報発信し、地域支援に活用する。 2 地域から情報発信された困難事例等に対し、地域で開催される地域支援会議に参加するとともに指導、支援に向けた調整、専門機関への伝達を調整する。また、在宅介護支援センターや社会福祉協議会等と連携し、機能強化に向けた研修会の企画、実施を行う。 3 在宅介護支援センターが中心となり、地域ケアマネジャーが抱えるケースに対する支援やケアマネジメントのスキルアップに向けた研修会を実施する。 4 地域のケアマネジャーが、サービス担当者会議を経て作成したケアプラン情報や高齢者の生活課

市区町村名	実施内容
	<p>題に基づき、地域の専門職種が集う合意形成会議において、高齢者自立支援の課題解決の見直しを行う。</p> <p>5 ケアマネジメント先進地視察研修による地域連携ネットワーク機関のスキルアップ</p> <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>磯城郡3町の合同研修によるケアマネジメント研修の実施近隣の町職員、関係職種が一同に会し、情報交換の場を持ち、高齢者支援に対する情報収集と地域で抱える困難事例等に対する対応について、意見交換を行う。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <p>1 ボランティア地域支援員養成事業（30名）・・・田原本町地域支援員認定証発行</p> <p>ボランティアの養成等実績のある社会福祉協議会に委託し、地域で民生委員、自治会役員等と協力して地域支援を担えるボランティア地域支援員を養成する。対象人員30名に対し、カリキュラム7日間を実施。</p> <p>2 ボランティア地域支援員モデル地区活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア地域支援員研修後、モデル地区を1ヶ所選定し、地域高齢者の地域支援について、地域コーディネーターの支援のもと、地域支援会議を開催し、相談→ニーズ把握→地域支援サービス計画（簡易様式）を作成し、地域支援に繋げるとともに、専門機関への伝達まで、一連の流れを展開する。 ・地域で住民の支え合いによる、自主的な活動は何か出来るか、地域づくりについて考えグループトークを実施する。住民の主体性を発揮した、地域独自で出来る支援活動に繋げる。 ・ボランティア地域支援員やモデル地域関係者の視察研修を実施し、地域づくりに向けて地域づくりに向けて何が出来るか、意識啓発の機会とする。 ・モデル地域の高齢者の実態把握について、自主的な活動の中で得られる限られた情報をもとに「地域支援見守り体制の福祉マップ」を作成する。
宮古島市 (沖縄県)	<p>集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業</p> <p>【24時間365日対応窓口サービス事業】</p> <p>①地域密着型サービス「夜間対応型訪問介護」のオペレーションセンターを活用し、相談サービスや緊急時対応・生活リズムセンサーの設置による安否確認、インフォーマルサービス（介護保険外）を含めた提供体制のコーディネート等、地域における24時間365日体制のワンストップサービスを提供する。尚、提供地域については市内全域を対象として行い検証する。</p> <p>②センターでは利用者から収集した情報を収集・一元的に管理、地域の関係機関・事業者との共有化を図る。</p> <p>③利用者からセンターへ通報する手段として「夜間対応型訪問介護」で使用しているケアコール端末及び昨年実施した「宮古島市高齢者見守りモデル事業」で構築したインフラ等の既存のシステムを活用し、利用者宅において簡易にオペレーションセンターへ通報できる環境を整備する。</p> <p>④上記③にかかる機器の正常な動作を確認する為、年に1度の頻度で利用者宅における機器点検を実施</p> <p>⑤関係機関・事業者と定期的（月1回程度）に本事業における連絡会を設け、サービスの課題の検証</p>

市区町村名	実施内容
	<p>やサービス提供する上で必要な地域のネットワークの強化を図り地域の包括的なサービス体制を構築する。</p> <p>⑥定期的に利用者（家族・ケアマネ等も含む）アンケートを実施し、上記⑤の連絡会にて検証を実施する。</p> <p>⑦事業検討委員会を設置し、2ヶ月に1回程度の委員会を実施する。事業内容の検証及び取組みについて最終的に報告書にまとめて本事業の効果を広く公表し、次期介護保険・福祉計画に広く反映させる。</p> <p>【介護保険外サービス提供等事業】</p> <p>①24時間対応窓口センターでの通報受信に基づく緊急時対応（短時間の身体介護）</p> <p>②単身・夫婦のみ世帯高齢者のうち希望する方に通常のケアコール端末に加え、本人がボタンを押さなくても一定時間本人の動きを感知しないと通報をする生活リズムセンサーを設置することで自立した生活を推進する。</p> <p>③定期的（週に1回程度）に訪問し利用者の生活状況・身体状況を把握する共に、利用者の希望に応じ短時間の生活援助（電球交換・ゴミ出し）を実施することで高齢者の暮らしを支援する。</p> <p>④希望者に対しては必要に応じて定期的に電話連絡を実施し安否確認や地域情報の発信等実施する事で日常的な見守りを実施し地域からの孤立を防止する。</p> <p>⑤希望者に対しては週1回、昼食の配達（OR ヤクルトの配達 OR 牛乳配達）と現地での安否確認を併せて実施することで定期的な高齢者の見守りを実施。</p> <p>⑥サービス利用前に利用者の状況調査を実施し、上記①～④の内、必要なサービスを適切な頻度提供する。また、当市は台風常襲地帯という事もあり、災害時を想定した対策が必要であり、本事業を通して普段から連絡網の整備や呼びかけを行い関係者・利用者共に防災対策を図る。</p> <p>⑦関係機関・事業者と定期的（月1回程度）に本事業における連絡会を設け、サービスの課題の検証やサービス提供する上で必要な地域のネットワークの強化を図り地域の包括的なサービス体制を構築する。また、本連絡会を通して合同の防災訓練を実施する等地域の防災意識の向上に努める。</p> <p>⑧定期的に利用者（家族・ケアマネ等も含む）アンケートを実施し、上記⑥の連絡会にて検証を実施する。</p> <p>⑨委託事業者については公募を行い、事前に登録した事業者とする。（広く地域ネットワークを構築する上で複数事業者を想定）</p> <p>⑩事業検討委員会を設置し、2ヶ月に1回程度の委員会を実施する。事業内容の検証及び取組みについて最終的に報告書にまとめて本事業の効果を広く公表し、次期介護保険・福祉計画に広く反映させる。</p>